

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2025年9月10日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第24579号

名 称：ラオウ1キロ粒剤

2. 変更の内容

農薬登録申請書第6項「農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」中、以下を変更し、
【変更後】のとおりとする。

- ・作物名「移植水稻」及び「直播水稻」の使用方法「湛水散布」を「湛水散布又は無人航空機による散布」に変更する。
- ・作物名「移植水稻」の適用雑草名を「一年生雑草、多年生広葉雑草、アオミドロ・藻類による表層はく離」に変更する。

【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	ダィロンを含む農薬の総使用回数	フェノキシルを含む農薬の総使用回数	フェンキトリオンを含む農薬の総使用回数	ベンシルフロシメチルを含む農薬の総使用回数
移植水稻	一年生雑草 多年生広葉雑草 アオミドロ・藻類による表層はく離	移植時	1kg/10a	1回	田植同時散布機で施用	3回以内 (育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内)	2回以内	2回以内	2回以内
		移植直後～ ハヰエ2.5葉期 但し、 移植後30日まで			湛水散布 又は無人航空機による散布	2回以内			
直播水稻	一年生雑草 マツバイ ホタルイ ウリカワ ミスガヤツリ ヒルムシロ セリ	稲1葉期～ ハヰエ2.5葉期 但し、 収穫90日前まで							

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

- (1) 農薬登録申請書第7項「農薬の使用上の注意事項(8に掲げる事項を除く。)」中、以下の1)、4)を追加し、以降を繰り下げ、2)、3)を変更、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加】

1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。

4) 雑草害をもたらす栽培目的以外のイネの防除に使用する場合は、発生前が有効なので散布適期を失しないように散布する。また、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用する。

【変更後】

2) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの2.5葉期までに、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。ホタルイ、ミズガヤツリ、ウリカワは2葉期まで、シズイは草丈3cmまで、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラは発生始まで、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の散布適期である。

3) オモダカ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さないので、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用する。

- (2) 農薬登録申請書第9項「生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨」中、以下の2)を追加し、以降を繰り下げ、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加】

2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

別紙

7. 農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）

【変更後】

- 1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- 2) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの2.5葉期までに、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。ホタルイ、ミズガヤツリ、ウリカワは2葉期まで、シズイは草丈3cmまで、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラは発生始まで、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の散布適期である。
- 3) オモダカ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さないので、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用する。
- 4) 雑草害をもたらす栽培目的以外のイネの防除に使用する場合は、発生前が有効なので散布適期を失ないように散布する。また、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用する。
- 5) 苗の植付けが均一となるように、代かきおよび植付作業はていねいにおこなうこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいにおこなうこと。
- 6) 散布の際は、水の出入りを止めて湛水状態のまま田面に均一に散布し、散布後3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、入水は静かにおこなうこと。
- 7) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ①異常高温の時、あるいは散布後数日以内に梅雨明けになるなど異常高温が予想される時
 - ②活着遅延を生じるような異常低温の時
 - ③砂質土壌の水田および漏水田（減水深が2cm／日以上）
 - ④軟弱苗を移植した水田
 - ⑤極端な浅植えの水田および浮き苗の多い水田
 - ⑥植穴の戻りの悪い水田
- 8) 直播水稻に使用する場合は、以下の点に注意すること。
 - ①稲の根が露出した条件では薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
 - ②除草効果の低下と生育抑制の薬害が発生するおそれがあるので、入水後水持ちの安定した後散布すること。
- 9) 除草効果が低下するおそれがあるので、梅雨時期等、散布後に多量の降雨が予想される場合は使用をさけること。
- 10) 無人航空機で散布する際は以下に注意すること。
 - ①湛水散布は使用機種の使用基準に従って実施する。
 - ②専用の粒剤散布装置によって湛水散布する。
 - ③事前に薬剤の物理性に合せて粒剤散布装置の開度を調整する。
 - ④散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、当該水田周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラの回転数を調整し、圃場の端から5m以上離して圃場内に散布する。
 - ⑤水源池、飲料用水などに飛散、流入しないように十分注意する。
- 11) 散布した水田の田面水を他の作物の灌水に使用しないこと。
- 12) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分に注意すること。
- 13) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合は異常気象の場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

9. 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

【変更後】

- 1) 水産動植物（藻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- 3) 散布後は水管理に注意すること。
- 4) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上